

管理 No.	L021
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署: 建設部土木管理課
(明示係 / 内線: 3112)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	測量成果の使用(公共測量)	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	測量法(昭和24年6月3日法律第188号)
	根拠規定条項	第44条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	測量法(昭和24年6月3日法律第188号) 奈良市街区基準点管理保全要項(平成20年4月1日)(以下「要項」という。)
	基準規定条項	法(第44条第2項)・要項(第4条)
	審査基準	市長は、測量法第44条第2項のいずれにも該当しないと認めるときは、承認をしなければならない。 (1)申請手続きが法令に違反していること。 (2)当該測量成果を使用することが測定の正確さを確保する上で適切でないこと。 市長は、次の条件への該当を審査。 ・街区基準点を使用する者は、街区基準点使用承認申請書により申請し、使用承認を受けること(要項に定めるところによる。) ・土地家屋調査士会は、街区基準点使用に係る包括承認申請書により申請し、使用承認を受けること(要項に定めるところによる。) ・節点及び補助点を使用する者に準用する。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請書受理日から1週間程度	
本票の作成日	平成30年2月27日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	